

帰属手続に係る添付書類

☆ 地目変更後（公衆用道路、公園等）に受付

☆ 相続中の土地は、相続登記完了後に受付

☆ 抵当権のついている土地は、抵当権抹消後に受付

1 登記承諾書（帰属の日一記入しないこと。）

2 土地全部事項証明書（権利関係抹消後のもの）

3 登記原因証明情報

4 印鑑証明書（前橋地方法務局管内法人は省略可能）

5 資格証明書（法人のみ（会社法人番号等が記載されているもの））

6 図面（各2部提出）

(1) 位置図 1 / 25, 000（朱色で申請地を記入すること。）

(2) 現況図 1 / 2, 500（ " " ）

(3) 公図

(4) 確定測量図

7 その他

法第32条協議書（回答書・協定書）の写し

開発行為許可書の写し

事前協議の覚書の写し